

## さぬき市入札参加者心得

### (総則)

第1条 市の建設工事に係る一般競争入札及び指名競争入札を行う場合の取扱いについては、地方自治法、地方自治法施行令、さぬき市契約規則、さぬき市建設工事執行規則その他の関係規程及び指示事項に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

### (一般的事項)

第2条 一般競争入札又は指名競争入札に参加できる者（以下「入札参加資格者」という。）は、一般競争入札においては一般競争入札に参加できる者として市長の確認通知を受けた者とし、指名競争入札においては市長から当該工事の入札につき、指名通知を受けた者とする。

2 入札参加資格者又は代理人（入札参加資格者から委任を受けた者。）（以下「入札者」という。）は、契約条項、設計書、仕様書、函面、現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、契約条項、設計書、仕様書、函面等について質問があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

### (入札の参加)

第3条 一般競争入札の場合、入札者は、入札会場において入札参加資格確認通知書を係員に提示するものとする。

2 一般競争入札又は指名競争入札において、主任技術者又は監理技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第3項に規定する工事の場合の、専任の主任技術者又は監理技術者をいう。以下同じ。）を配置することができない者は、入札に参加できない。

3 入札者は、工事費内訳書を持参するものとし、入札を執行する者（以下「入札執行者」という。）が提示を求めた場合には、直ちに提示しなければならない。

### (入札保証金の納付)

第4条 入札者は、入札前に入札保証金を入札保証金納付書により納付しなければならない。

2 入札保証金の額は、契約しようとする金額の100分の5以上の額でなければならない。

3 入札保証金には利子を付さないものとする。

4 入札保証金の納付は、国債、地方債その他入札執行者が確実と認める担保の提供（有価証券の場合は持参に限る。）をもって代えることができる。

### (入札保証金の減免)

第5条 入札執行者は、次の各号に掲げる場合において必要があると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、入札保証金を減免することができる。

(1) 競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) さぬき市建設工事執行規則第8条に規定する資格を有する者による競争入札に付する場合において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

### (入札の辞退)

第6条 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

2 入札者が入札を辞退しようとするときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。

(1) 入札執行前には、入札辞退届を管財課に直接持参又は郵送（入札日の前日までに到達したものに限る）するものとする。

(2) 入札執行中には、その旨を明記した入札書等を、入札執行者に直接提出するものとする。

3 前項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

### (公正な入札の確保)

第7条 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

### (入札の規律)

第8条 入札者でなければ、入札執行の場所に立ち入ることができない。

2 入札開始時刻までに出席していない入札者は、入札に参加できない。

3 入札者は、入札執行について係員の指示に従わなければならない。

- 4 入札者は、当該入札に係る開札が終了し、係員の指示があるまで入札執行の場所を離れてはならない。ただし、やむを得ない理由により係員の承諾を得たとき又は第6条第2項第2号に規定する入札辞退届等を提出した者は、この限りでない。
- 5 入札者は、入札執行の場所（控室を含む。）において、入札執行の妨害となるような言動をしてはならない。この場合において、不正又は妨害の行為があると認められる者の入札は、拒否することができる。

（入札の停止、延期及び取りやめ）

- 第9条 入札執行者は、天災その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により明らかに競争入札の実効がないと認められる場合には、入札又は開札を取消し、又は延期することができる。
- 2 1の規定により入札又は開札の取消し又は延期をしたときは、直ちに入札者に通知するものとする。
  - 3 1の規定による入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

（入札の手続）

- 第10条 入札者は、入札しようとするときは、市所定の入札書に入札年月日、入札参加資格者の氏名（代理人の場合にあっては代理人の氏名も併記）、件名、入札金額等必要事項を記入し、押印の上、封かんし、指定の日時及び場所に入札者が出席して当該入札書を提出しなければならない。封書には、件名、会社名等を記入するものとする。
- 2 代理人が入札しようとするときは、入札開始前に市長宛の委任状を入札執行者に提出しなければならない。
  - 3 入札者は、当該入札において他の入札者の代理人を兼ねることはできない。
  - 4 入札書は、インク又は墨で記入するものとする。
  - 5 既に提出した入札書の書換え、引換え又は撤回はできない。

（入札金額の記載要領）

- 第11条 契約の際には、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、次の各号に掲げる要領で金額を記載しなければならない。
- (1) 消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (2) 入札書の金額欄には、アラビア数字を用い、頭数字の前に¥のマークを記載すること。
  - (3) 入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印すること。ただし、金額の訂正は認められない。
  - (4) 入札金額は原則として、千円未満の端数は認めない。

（無効な入札）

- 第12条 競争入札に参加することのできる資格を有しない者のした入札及び次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- (1) 入札執行者の定める入札条件に違反した場合
  - (2) 入札者が同一工事について2以上の入札をした場合
  - (3) 入札者が連合して入札したと認められる場合、則ち談合の事実が明らかと認められた場合
  - (4) 入札に際して不正の行為があった場合
  - (5) 入札保証金を納付すべき場合に納付がない場合又は不足する場合
  - (6) 入札書の金額を訂正した場合
  - (7) 入札書に記名押印のない場合又は誤字、脱字等があつて必要事項を確認しがたい場合

（失格）

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、失格とする。
- (1) 次条第1項の規定に基づき再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札をした者
  - (2) 最低制限価格を設けた場合において、開札の結果、最低制限価格に満たない金額で入札をした者

（再度入札）

- 第14条 入札執行者は、初回の入札の結果、落札者がいない場合は、直ちに再度入札をする旨の宣言をして入札を行う。この場合において、初回の入札の際に第12条各号及び前条第2号の規定に該当する入札をした者は、再度の入札には参加することができない。

2 入札執行回数の限度は、原則として初回の入札及び再度の入札の合わせて2回とする。

(落札者の決定)

- 第15条 落札者は、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者とする。ただし、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者とする。
- 2 入札執行者は、落札者が決定した場合は、直ちに口頭で発表する。
- 3 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

(最低価格以外の者を落札者とすることができる場合)

- 第16条 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者であっても、次の各号のいずれかに該当するときは、その者を落札者とせず、その他の者のうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者を落札者とすることができる。
- (1) その者の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき。
- (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり、著しく不相当であると認めるとき。

(入札保証金の還付等)

- 第17条 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後に還付する。
- 2 落札者の入札保証金は、契約締結後に還付し、又は契約保証金に充当することができる。

(入札保証金の帰属)

- 第18条 落札者が契約を結ばないときは、その者の納付に係る入札保証金は市に帰属する。

(契約保証金の納付)

- 第19条 落札者は(建設工事に限る。)、契約の締結時に契約保証金を納付しなければならない。ただし、設計金額が200万円に満たないときは、この限りでない。
- 2 契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上の額でなければならない。
- 3 契約保証金には、利子を付さないものとする。
- 4 契約内容の変更により契約金額の増減があった場合は、その割合に従って契約保証金を増減することができる。
- 5 契約保証金の納付は、金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって代えることができる。

(契約保証金の減免)

- 第20条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず契約保証金を減免することができる。
- (1) 契約の相手方が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。

(工事完成保証人)

- 第21条 落札者(建設工事に限る。)は、連帯保証人を立てることを必要としない。

(契約書の提出)

- 第22条 落札者は、当該落札した契約について市所定の契約書に記名押印し、落札決定の日から10日以内に管財課に提出しなければならない。

(議会の議決に付すべき契約)

- 第23条 さぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(平成14年条例第49号)の規定により議会の議決に付すべきものについては、落札決定後仮契約を締結し、さぬき市議会の議決を得た場合において契約が確立する。

(異議の申立て)

- 第24条 入札者は、入札後は、この心得、その他入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることができない。